

令和2年12月21日

保護者の皆様へ

田原市教育委員会

教職員の勤務時間外における電話対応時刻の制限について（お願い）

～教職員が健康で元気に児童生徒の教育にあたるために～

日頃より、本市の教育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、教職員の長時間労働の改善と働き方改革が大きな課題となっていますが、この度、愛知県は、教職員の時間外勤務の上限を従来よりも厳しく定めた新たな規則等を制定し、各市に通知しました。

つきましては、下記のとおり、市内の全小中学校で今回の通知をふまえた取り組みを進めてまいります。本市としましては、子ども達の成長を第一に考えながら、引き続き教職員の働き方の改善を図ってまいります。皆様にはご不便をおかけする場合もあるかと存じますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 新たな取り組み

教職員の勤務時間外に外部から学校にかかる電話について、職員が対応する時刻に制限を設けます

2 内容

(1) 平日は、以下の時間帯について、職員の有無にかかわらず電話対応を行いません。

午後6時30分 から 翌朝7時30分 まで

※緊急の際は、以下の番号にお願いします。

□児童生徒の命に関わる事件・事故等 → 警察署 (Tel110)

□児童生徒の救急事案 → 田原市消防本部 (Tel119)

□その他の緊急事態 → 田原市教育委員会学校教育課 (Tel23-3679)

※市教委については対応できない場合があります

(2) 土日・祝日の電話対応はありません。ただし部活動が行われる場合の欠席連絡や問い合わせは、可能な範囲で部活動担当者が対応します。

(3) 「夏休み学校閉庁日*例年 8/14 前後」は田原市教育委員会で対応します。

3 開始日

令和3年4月1日（木）

※学校によって開始日が早まる場合があります。その際は、該当の学校から改めて連絡があります。

《問い合わせ先》田原市教育委員会学校教育課 (Tel 0531-23-3679)